

# 県学警連だより No.144

## 学校で起こり得るいじめの事例紹介

いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為(触法行為を含む。)に該当するか否かを学校の先生方で判断することは困難な場合も多いのではないでしょうか。

そこで、以下は学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察へ相談又は通報すべき具体例を示したものですので参考としてください。

併せて、児童・生徒にどのようないじめ行為が犯罪に該当するか、指導される際の具体例として御活用ください。

令和8年1月19日



熊本県学警連事務局  
熊本県教育庁  
学校安全・安心推進課  
熊本県警察本部  
生活安全企画課

いじめを「ふざけていただけ」「(相手が)嫌がらなかつた」などと申立て「やってはいけないこと」「犯罪」と理解していない児童・生徒がいます。



繰り返しの指導をお願いします。

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪
○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。	暴行(刑法第208条)
○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害(刑法第204条)
○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ(刑法第176条)
○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝(刑法第249条)
○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。	窃盗(刑法第235条)
○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等(刑法第261条)
○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要(刑法第223条)
○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫(刑法第222条)
○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱(刑法第230条、231条)
○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与(刑法第202条)
○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)
○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)

出典:文部科学省「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」(4文科初第2121号)

熊本県警察本部生活安全企画課 肥後っ子サポートセンター ※相談受付 平日 8:30-17:15

【肥後っ子テレホン】 電話 0120-02-4976(オニコリヨクナロ) 携帯電話からは、096-384-4976